

堺市校区自治会活動推進補助金 運用の手引き

令和5年4月



目次

1. 堺市校区自治会活動推進補助金概要……………1
2. 補助金額・補助率について……………4
3. 提出書類・提出時期について……………5
4. 支払いを証する書類について……………6
5. 街頭防犯カメラ・防犯灯に係る手続き等について……8
6. よくあるご質問の Q&A……………9

1.堺市校区自治会活動推進補助金概要

1.目的

自治会活動や防犯、防災に関する地域の取組を包括的に支援することにより、多様化する地域ニーズに柔軟に対応できる環境を整備し、市民参加と市民協働による明るく住みよい安全な地域コミュニティの形成や、住民相互の共助による災害に強い地域社会の実現、地域活動のより一層の振興充実を図ることを目的としています。

2.補助対象について

(1) 補助対象者

校区自治連合会

(2) 補助対象事業及び補助対象経費

区分	補助対象事業	経費例
(区分1) 自治会活動 推進事業枠	ア 住民相互の交流活動及び連帯活動に資する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント等開催経費（物品、保険料、会場借上げ、設営、音響、テントのリース代等） ・研修会の開催経費（講師代、会場代、物品等） ・広報紙の作成経費（紙面の作成費、印刷代等） ・校区まちづくり事業（イベント等）
	イ 校区自治会活動の運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ・会議経費（紙代、印刷代、筆記具、お茶代等） ・会議等参加経費（公共交通機関等の利用料、駐車場代等） ・校区自治会の運営上必要な物品の購入経費 ・複写機のリース代 ・貸し会議室の使用料
	ウ 住民の安全・安心に資する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練にかかる経費（物資、会場借上げ、設営等） ・防犯イベント等開催経費（物品、会場借上げ、設営等） ・防犯用品の購入経費（例：啓発物品等） ・防犯カメラの電気代、共架料、作業料等 ・自主防災組織が実施する事業
	エ 関係団体等連携・協力事業	<ul style="list-style-type: none"> ・各種関係団体（校区連合子ども会、校区老人クラブ連合会など）への負担金、協力金等
	オ 地域会館の維持管理事業	<ul style="list-style-type: none"> ※合築の場合は面積按分 ・光熱水費（電気、ガス、上下水道） ・通信使用料（インターネット回線使用料、プロバイダー料金等） ・軽微な施設改修及び修繕 ・消耗品の購入（フィルター、電球等） ・火災保険料 ・保守メンテ代（設備点検、定期清掃等） ・地域会館に付随する防災・防犯設備費

<p>(区分 1) 自治会活動 推進事業枠</p>	<p>カ その他、校区自治会活動のより一層の振興充実を図ることを目的に行う事業で区長が必要と認めるもの</p>	
<p>(区分 2) 防犯・防災 設備等整備 事業枠</p>	<p>ア 街頭防犯カメラ設置等事業で、「堺市防犯カメラ設置補助基準」を満たすもの</p>	<p>※別途基準を満たすものが対象 <ul style="list-style-type: none"> 防犯カメラの設置、修繕、更新に要する経費（防犯カメラ、録画装置、モニター、中継器等防犯カメラシステムを構成する機器の購入、修理、更新経費） 防犯カメラの設置箇所等の調査設計経費 表示板等の防犯カメラに関連する消耗品の購入 </p>
	<p>イ 防犯灯設置等事業で、以下の基準を全て満たすもの (ア) LED 防犯灯であること (イ) 電気事業者の供給約款の契約種別において、公衆街路灯 (A) であること。 (ウ) 市内各地区に設置される防犯灯であること。ただし、地区外に設置される防犯灯であっても、他市の補助制度の対象ではなく、本市域を照らしており、本市民の生活安全上必要と認められるものは含む。</p>	<p>※左記の基準を満たすものが対象 <ul style="list-style-type: none"> 防犯灯の設置、修繕、更新経費 </p>
	<p>ウ 地域掲示板設置等事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> 掲示板の設置、修繕、更新に要する経費 掲示板のカバー設置に要する経費
	<p>エ 防災用の設備・備品等設置事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> 備蓄用倉庫の設置、棚の増設 災害時用の蓄電池の購入 備蓄用物資の購入（防災環境の整備） <p>※防災訓練は区分 1</p>
	<p>オ 通信環境整備事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> インターネット環境の整備（導入、機器更新、Wi-Fi 化）に必要な経費 <p>※ランニング経費は区分 1</p>
	<p>カ その他、校区の防犯・防災に資する設備等整備事業で区長が必要と認めるもの</p>	

(3) 補助対象とならない経費

- ①現金配布や一律物品給付を行うもの
- ②営利を目的とするもの
- ③政治団体又は宗教団体の活動に利用されるもの

※ここに挙げているのは例示です。実際の活動費が補助対象となるかどうかなど、ご不明な点がありましたら区自治推進課へお問い合わせください。

2.補助金額・補助率について

1.補助金額（交付申請書に記載する額）

【区分 1】+【区分 2】=【補助金の額】

■ 区分 1 自治会活動推進事業枠

… 400 円×年度当初の校区自治連合会の加入世帯数+800,000 円

■ 区分 2 防犯・防災設備等整備事業枠

… 600,000 円

2.補助率

補助対象事業費の **10/10** の額となります。

ただし、**区分 2 のア「街頭防犯カメラ設置等事業」及びイ「防犯灯設置等事業」は**、補助対象事業費の合計額の **9/10** が上限となります。（1 円未満の端数は切り捨て）

3.補助金の額の組み替え

補助金の**交付決定後**、区分 1 の額と区分 2 の額をそれぞれの **30%**以内の額で組み替えることができます。

(例) 区分 1 の額が 160 万円・区分 2 の額が 60 万円の場合

①区分 1 から区分 2 への組み替え：48 万円まで可能（160 万円の 30%）

（組み替え例）区分 1：112 万円／区分 2：108 万円

②区分 2 から区分 1 への組み替え：18 万円まで可能（60 万円の 30%）

（組み替え例）区分 1：178 万円／区分 2：42 万円

3.提出書類・提出時期について

	提出書類	提出時期
申請	【提出書類】 ①校区補助金交付申請書（様式第 1 号） ②事業計画書（様式第 3 号） ③収支予算書（様式第 4 号） ④前年度収支決算書（様式第 8 号） ⑤加入世帯数報告書（資料集掲載「様式 A」）	5月31日 まで
請求	【提出書類】 ①校区補助金交付請求書（様式第 10 号）	補助金交付決定 通知書を受理後 15 日以内
実績報告	【提出書類】 ①校区補助金実績報告書（様式第 6 号） ②事業実施報告書（様式第 7 号甲乙丙） ③収支決算書（様式第 8 号） ④補助金を充当する支払いを証する書類の写し（詳細は P6 参照） ⑤街頭防犯カメラ設置等事業・防犯灯設置等事業については、P8 に記載している書類 ⑥その他区長が必要と認める書類 ⑦校区補助金精算書（様式第 11 号）	補助事業完了後 30 日以内

上記の提出書類は区自治推進課へ提出してください。

※区自治推進課から校区口座への補助金の振込は 6～7 月頃です。（請求書等提出後となります。）

4. 支払いを証する書類について

1. 提出が必要となる金額

■ 本補助金を充当する経費のうち、1回の支払いが1万円以上の場合について「支払いを証する書類」の提出が必要となります。

(支払いを証する書類【1万円未満含む】の原本は、校区自治連合会で保管いただきますようお願いいたします。)

2. 種類

◎原則：領収書の写し

○例外（「領収書」が発行されない等の場合）：以下①～④いずれかの写し

- ① レシート（1回の支払いが3万円未満の場合）
- ② 銀行等の振込金受取書（ATMの利用明細など）
- ③ 校区自治連合会名義の通帳口座引落としページ
- ④ 受領証（資料集掲載「様式 D」）

・①～③が発行されない場合や相手方に負担金を渡した場合等

3. 記載内容

■ 支払いを証する書類には、以下（1）～（5）すべてが記載されている必要があります。

- (1) 金額
- (2) 具体的な品名等
- (3) 日付
- (4) 宛名（原則「●●校区自治連合会」）
- (5) 発行者（発行者名が記載され、原則押印されていること）

※上記項目が記載されていない場合は、別途書類（請求書・納品書・利用明細等）を添付し未記載項目の内容を明らかにする必要があります。

4. 提出方法

■ 領収書等貼付用紙（資料集掲載「様式 E」）に必要事項を記入のうえ、別紙に支払いを証する書類の写しを貼り付けし、ご提出ください。

5.その他

- 補助金申請前（4月～5月）の活動に関する支払いを証する書類も必要になりますので、保管していただきますようお願いします。
- 決済手段について、電子マネー、各種ポイントによる支払いは対象になりません。

5.街頭防犯カメラ・防犯灯に係る手続き等について

1.街頭防犯カメラ・防犯灯については、次の書類を区自治推進課まで提出してください。

(1) 街頭防犯カメラ

【設置前・設置後】

- ① 街頭防犯カメラを設置する前に、設置予定場所や設置画角について、区自治推進課へご相談をお願いします。その際にご提示いただく書類等については、区自治推進課よりお伝えいたします。
- ② 設置後も同様に、区自治推進課へご連絡をお願いします。

【年度終了後の実績報告時（新規・既設）】

- ① 街頭防犯カメラ設置等一覧表（資料集掲載「様式 B」）
- ② 街頭防犯カメラ設置箇所位置図
- ③ 撮影範囲を記した平面図
- ④ 街頭防犯カメラ設置後の現況写真
- ⑤ 撮影された画像
- ⑥ その他区長が必要と認める書類

(2) 防犯灯

【年度終了後の実績報告時（新規・既設）】

- ① 防犯灯設置等一覧表（資料集掲載「様式 C」）
- ② その他区長が必要と認める書類

2.街頭防犯カメラの設置にあたっての留意事項について

「防犯カメラ設置補助基準（資料集掲載）」及び「防犯カメラの運用に関するガイドライン（資料集掲載）」に沿った街頭防犯カメラの設置及び運用をお願いします。

6.よくあるご質問の Q&A

NO	質問	回答
1	インターネット注文で購入した物品に補助金を充当することは可能ですか。	可能です。
2	自治会員のクレジットカード払いで購入した物品に補助金を充当することは可能ですか。	可能です。
3	振込手数料や送料に補助金を充当することは可能でしょうか。	可能です。
4	地域会館の管理運営委員会が別会計で存在している場合、同団体への負担金に補助金（区分 1・工）を充当することは可能でしょうか。	地域会館の維持管理事業については、区分 1 の工ではなく、区分 1 のオで補助金を充当してください。
5	地域会館と老人集会室が合築されている場合、光熱水費等の経費に対し補助金はどのように充当すれば良いでしょうか。	建築時の地域会館と老人集会の面積を按分し、按分率に応じて充当してください。
6	防災関係の物品購入は、区分 1・2 どちらにもあてはまるように見えますがどちらに分類されますか。	防災訓練に伴い購入するものは区分 1、それ以外は区分 2 となります。
7	防犯カメラ設置等事業について、見積書の提出は必要でしょうか。	必要ありません。
8	防犯灯や防犯カメラの設置台数等について、申請以降に数量が変更になった場合、修正の申請が必要でしょうか。	その都度の修正申請は不要です。実績報告時に修正した内容で提出してください。
9	防犯灯・防犯カメラの実績報告に必要な設置一覧表は、町会ごとに分けて提出してもよいでしょうか。校区でまとめて提出しなければいけないでしょうか。	町会ごとに分けて提出していただいても構いません。
10	補助金に残額が出た場合、翌年度に繰り越すことは可能でしょうか。	補助金残額を翌年度に繰り越すことはできません。実績報告時に精算し、市へ返還いただくこととなります。

※ご不明な点など詳細については、区自治推進課へお問い合わせください。